

保発0528第4号

令和2年5月28日

都道府県知事 }
地方厚生(支)局長 } 殿

厚生労働省保険局長

(公 印 省 略)

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について」の
一部訂正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について」(令和2年5月22日付け保発0522第6号厚生労働省保険局長通知)について、別添のとおり訂正しますので、その取扱いについて、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるようご配慮願いたい。

別添

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について
(令和2年5月22日保発0522第6号)

別紙

第1章 総則

1～9 (略)

(反社会的勢力の排除)

10 9の届け出に当たっては、会員は、以下に掲げる項目に該当しないことを表明し、様式第2号の3により、丙を経由して甲と乙に届け出ること。

- (1) 施術管理者及び又は開設者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- (2) 施術管理者及び又は開設者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (3) 施術管理者及び又は開設者が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 施術管理者及び又は開設者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- (5) 施術管理者及び又は開設者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 施術管理者及び又は開設者が、暴力的な要求行為を行う者
- (7) 施術管理者及び又は開設者が、法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (8) 施術管理者及び又は開設者が、受領委任の取扱いに関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (9) 施術管理者及び又は開設者が、偽計又は威力を用いて受領委任の取扱いの業務を妨害する行為を行う者
- (10) 施術管理者及び又は開設者が、その他(6)から(9)の各号に準ずる行為を行う者

11～13 (略)

(届出事項の変更等)

14 丁は、9及び10により届け出されている当該施術所及び勤務する柔道整復師に関する事項の内容に変更が生じたとき又は受領委任の取扱いを行うことができなくなったときは、様式第4号により、速やかに丙を経由して甲と乙に届け出ること。

ただし、登録施術所の住所が変更となった場合には、改めて8、9及び10の手続きを行うこと。

また、施術管理者又は開設者が変更となった場合には、10の手続きを行うこと。

(受領委任の取扱いの中止)

15 甲と乙は、丁又は勤務する柔道整復師がについて、次の事項に該当する場合は、受領委任の取扱いを中止すること。

- (1) 本協定に定める事項を遵守しなかったとき。
- (2) 療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたとき。
- (3) 施術管理者又は開設者について、10の届け出に虚偽があった場合又はとき、届け出に反した場合とき又は10に規定する各項目のいずれかに該当するに至ったとき。(勤務する柔道整復師を除く。)
- (4) その他、受領委任の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。

16～50 (略)

(様式第2号の3)

誓約書

私(受領委任の施術管理者及び開設者)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 受領委任を取扱う者として不適当な者
 - (1) 施術管理者及び又は開設者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - (2) 施術管理者及び又は開設者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (3) 施術管理者及び又は開設者が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (4) 施術管理者及び又は開設者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - (5) 施術管理者及び又は開設者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 受領委任を取扱う者として不適当な行為をする者
 - (6) 施術管理者及び又は開設者が、暴力的な要求行為を行う者
 - (7) 施術管理者及び又は開設者が、法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (8) 施術管理者及び又は開設者が、受領委任の取扱いに関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (9) 施術管理者及び又は開設者が、偽計又は威力を用いて受領委任の取扱いの業務を妨害する行為を行う者
 - (10) 施術管理者及び又は開設者が、その他(6)から(9)の各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

(フリガナ)

受領委任の施術管理者氏名 印 明・大・昭・平・令 年 月 日生 性別：男・女
住所

(フリガナ)

開設者氏名 印 明・大・昭・平・令 年 月 日生 性別：男・女
住所

注 開設者氏名は、開設者と施術管理者が同一人の場合は「同上」と記入すること。
(この届け出は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都道府県事務所)へ提出してください。)

第 1 章 総則

1～9 (略)

(反社会的勢力の排除)

10 9の申し出に当たっては、柔道整復師は、以下に掲げる項目に該当しないことを表明し、様式第 2 号の 3 により、施術所の所在地の厚生(支)局長と都道府県知事に申し出ること。

- (1) 施術管理者及び又は開設者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
- (2) 施術管理者及び又は開設者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (3) 施術管理者及び又は開設者が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 施術管理者及び又は開設者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- (5) 施術管理者及び又は開設者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 施術管理者及び又は開設者が、暴力的な要求行為を行う者
- (7) 施術管理者及び又は開設者が、法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (8) 施術管理者及び又は開設者が、受領委任の取扱いに関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (9) 施術管理者及び又は開設者が、偽計又は威力を用いて受領委任の取扱いの業務を妨害する行為を行う者
- (10) 施術管理者及び又は開設者が、その他(6)から(9)前各号に準ずる行為を行う者

11～13 (略)

(申出事項の変更等)

14 施術管理者は、9 及び 10 により申し出されている当該施術所及び勤務する柔道整復師に関する事項の内容に変更が生じたとき又は受領委任の取扱いを行うことができなくなったときは、様式第 4 号により、速やかに厚生(支)局長と都道府県知事に申し出ること。

ただし、承諾施術所の住所が変更となった場合には、改めて 8、9 及び 10 の手続きを行うこと。

また、施術管理者又は開設者が変更となった場合には、10 の手続きを行うこと。

(受領委任の取扱いの中止)

15 厚生(支)局長と都道府県知事は、施術管理者又は勤務する柔道整復師がについて、次の事項に該当する場合は、受領委任の取扱いを中止すること。

- (1) 本規程に定める事項を遵守しなかったとき。
- (2) 療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたとき。
- (3) 施術管理者又は開設者について、10 の申し出に虚偽があった場合、又はとき、申し出に反した場合とき又は 10 に規定する各項目のいずれかに該当するに至ったとき。(勤務する柔道整復師を除く。)
- (4) その他、受領委任の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。

16～48 (略)

(様式第2号の3)

誓約書

私(受領委任の施術管理者及び開設者)は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 受領委任を取扱う者として不適当な者
 - (1) 施術管理者及び又は開設者が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - (2) 施術管理者及び又は開設者が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (3) 施術管理者及び又は開設者が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - (4) 施術管理者及び又は開設者が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - (5) 施術管理者及び又は開設者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 受領委任を取扱う者として不適当な行為をする者
 - (6) 施術管理者及び又は開設者が、暴力的な要求行為を行う者
 - (7) 施術管理者及び又は開設者が、法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
 - (8) 施術管理者及び又は開設者が、受領委任の取扱いに関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
 - (9) 施術管理者及び又は開設者が、偽計又は威力を用いて受領委任の取扱いの業務を妨害する行為を行う者
 - (10) 施術管理者及び又は開設者が、その他(6)から(9)の各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

(フリガナ)

受領委任の施術管理者氏名
住所

印 明・大・昭・平・令 年 月 日生 性別：男・女

(フリガナ)

開設者氏名
住所

印 明・大・昭・平・令 年 月 日生 性別：男・女

注 開設者氏名は、開設者と施術管理者が同一人の場合は「同上」と記入すること。

(この申し出は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都道府県事務所)へ提出してください。)